

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市ジュニアスポーツクラブ遠征費補助金
補助の区分	事業補助（イベント・大会補助）
補助の概要	ジュニアスポーツ活動の意識の高揚と競技力向上を図るため、島外遠征の経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。
補助事業者	佐渡市ジュニアスポーツクラブ登録制度に関する要綱に定めるジュニアスポーツクラブに登録している団体
補助対象経費	旅費（渡航費）
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	予算計上額を上限とする。
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	1 / 2 以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	利用延べ170団体
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	ジュニアスポーツ活動の意識の高揚と競技力向上を図ることが目的であるため費用対効果の数値化はできないが、活動実績により評価する。
補助制度開始	令和3年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	市ホームページ等で募集
事業担当	（担当部署） 観光文化スポーツ部文化スポーツ課
	（電話番号） 0259-63-5140